平成２５年　定例第４回

新　得　町　議　会　会　議　録

開　会　　平成２５年１２月　４　日

閉　会　　平成２５年１２月１７日

新　得　町　議　会

平成２５年定例第４回新得町議会会議録目次

第1日（２５．１２．４）

○開会の宣告 …… 4

○開議の宣告 …… 4

○日程第 1　会議録署名議員の指名 …… 4

○日程第 2　会期の決定 …… 4

○諸般の報告(第１号) …… 4

○行政報告 …… 5

○日程第 3　議案第６６号　公平委員会委員の選任同意について …… 5

○日程第 4　議案第６７号　サホロ湖及び東大雪湖の漁業管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 7

○日程第 5　議案第６８号　後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 8

○日程第 6　議案第６９号　公共下水道受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について ……１０

○日程第 7　議案第７０号　平成２５年度新得町一般会計補正予算 ……１１

○日程第 8　議案第７１号　平成２５年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算 ……１２

○日程第 9　意見案第10号　利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書 ……１３

○日程第１０　意見案第11号　２０１４年度地方財政の確立を求める意見書 ……１３

○日程第１１　意見案第12号　「特定秘密の保護に関する法律案」の制定に反対する意見書 ……１４

○日程第１２　意見案第13号　森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書 ……１４

○休会の議決 ……１４

○散会の宣告 ……１５

第2日（２５．１２．１３）

○開議の宣告 ……１８

○諸般の報告(第２号) ……１８

○日程第 １　意見案第１２号、「特定秘密の保護に関する法律案」の制定に反対する意見書の議件撤回の件 ……１８

○日程第 ２　意見案第14号　中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める意見書 ……１８

○日程第 ３　意見案第15号　特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書 ……１９

○日程第 ４　一　般　質　問 ……１９

〔一般質問〕

長 野　　章議員　・平成２６年度予算編成の重点施策は ……１９

青 柳 茂 行議員　・子ども発達支援センターのさらなる拡充を ……２４

廣 山 輝 男議員　・平成２６年度予算編成について ……２９
・教育施策について「全国学力テスト公表」の対応について ……３３

若 原 敏 勝議員　・ふるさと納税のＰＲを ……３６

○休会の議決 ……３８

○散会の宣告 ……３８

第3日（２５．１２．１７）

○開議の宣告 ……４２

○諸般の報告(第３号) ……４２

○日程第 １　議案第７２号　物品購入契約の締結について ……４２

○日程第 ２　議案第７３号　物品購入契約の締結について ……４３

○日程第 ３　議案第７４号　平成２５年度新得町一般会計補正予算 ……４４

○日程第 ４　意見案第10号　審査結果について ……４４

○日程第 ５　意見案第11号　審査結果について ……４５

○日程第 ６　意見案第13号　審査結果について ……４５

○日程第 ７　意見案第14号　審査結果について ……４６

○日程第 ８　閉会中の継続審査及び調査の申し出について ……４７

○閉会の宣告 ……４７

第　１　日

平成２５年第４回新得町議会定例会（第１号）

平成２５年１２月４日（水曜日）午前１０時開会

○ 議　事　日　程

日程番号	議　件　番　号	議　　件　　名　　等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第１号）
		行政報告
3	議案第６６号	公平委員会委員の選任同意について
4	議案第６７号	サホロ湖及び東大雪湖の漁業管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第６８号	後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第６９号	公共下水道受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第７０号	平成２５年度新得町一般会計補正予算
8	議案第７１号	平成２５年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
9	意見案第１０号	利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書
１０	意見案第１１号	２０１４年度地方財政の確立を求める意見書
１１	意見案第１２号	「特定秘密の保護に関する法律案」の制定に反対する意見書
１２	意見案第１３号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

○会議に付した事件

	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	諸般の報告（第１号）
	行政報告
議案第６６号	公平委員会委員の選任同意について
議案第６７号	サホロ湖及び東大雪湖の漁業管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第６８号	後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第６９号	公共下水道受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第７０号	平成２５年度新得町一般会計補正予算
議案第７１号	平成２５年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
意見案第10号	利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書
意見案第11号	２０１４年度地方財政の確立を求める意見書
意見案第12号	「特定秘密の保護に関する法律案」の制定に反対する意見書
意見案第13号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

○出席議員（１２人）

１番　齊藤　美代子　議員	２番　青柳　茂行　議員
３番　宗像　　一　議員	４番　髙橋　浩一　議員
５番　貴戸　愛三　議員	６番　廣山　輝男　議員
７番　長野　　章　議員	８番　若原　敏勝　議員
９番　柴田　信昭　議員	１０番　湯浅　　亮　議員
１１番　吉川　幸一　議員	１２番　菊地　康雄　議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	浜田　正利
教育委員会委員長	廣瀬　顯嗣
監査委員	吉岡　　正

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副町長	田中　透嗣
総務課長	武田　芳秋

地域戦略室長	佐藤博行
町民課長	及川義美
保健福祉課長	渡辺裕之
施設課長	畑中栄和
産業課長	鈴木義夫
児童保育課長	鈴木貞行
総務課長補佐	鈴木隆義
産業課長補佐	初山一也
産業課長補佐	広田正司
屈足支所長	若原俊隆
出納室長	長谷川貢一
庶務係長	中村勝志
財政係長	東川恭一

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教育長	斉藤仁
学校教育課長	木村秀光
社会教育課長	岡田徳彦

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事務局長	西山喜代司

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	阿部敏博
書記	田中光雄

◎開　会　の　宣　告

◎菊地康雄議長　本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成25年定例第４回新得町議会を開会いたします。

（宣告　１０時００分）

◎開　議　の　宣　告

◎菊地康雄議長　直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしたとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

◎菊地康雄議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、６番、廣山輝男議員、７番、長野章議員を指名いたします。

◎日程第２　会　期　の　決　定

◎菊地康雄議長　日程第２、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。柴田信昭議会運営委員長。

［柴田信昭議会運営委員長　登壇］

◎柴田信昭議会運営委員長　議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第４回定例町議会の会期につきましては、去る11月26日、午前10時から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出予定の議件の説明を受け、それらを勘案し日程等について審議を行いました。

その結果、会期は本日から12月17日までの14日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上、報告を終わります。

［柴田信昭議会運営委員長　降壇］

◎菊地康雄議長　お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今定例会の会期は本日から12月17日までの14日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月17日までの14日間と決しました。

◎諸般の報告（第１号）

◎菊地康雄議長　諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎行　政　報　告

◎菊地康雄議長　次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。浜田町長。

［浜田正利町長　登壇］

◎浜田正利町長　定例第３回町議会以降の行政報告をさせていただきます。

２ページ下段であります。９月29日に第12回新そば祭りが開催されました。天候にも恵まれたかなというふうに思っておりますけれども、相当数のお客さんに来場いただきました。この影には、関係する多くのかたがたの努力のおかげということでありまして、あらためて私の立場からもお礼を申し上げたいというふうに思っております。

次に５ページにまいります。10月16日に台風26号に伴う大雪に見舞われました。記載のとおり、官民の被害が総額で8,701万2,000円と報告されているところであります。特に林業関係につきましては、詳細についてはまだまだかなという感がありますけれども、今後の対応につきまして、関係する機関と相談の上、適切に対応していきたいなというふうに考えているところであります。

次に７ページにまいります。11月８日であります。新得町「手話に関する基本条例」の制定に係る研究会が発足しております。構成メンバーは、関係するかたがた10名から構成されているところであります。

目的につきましては、聴覚障がい者のかたがたとコミュニケーションを進めるための手段の１つとして手話を位置付け、今以上に暮らしやすくなる新得町を目指すものであります。具体的な取り組みについてはこれからでありますが、４月の施行に向けて、３月の議会に条例を提案していきたいというふうに考えているところであります。

次に10ページにまいります。記載がありませんけれども、11月27日にクラブメッド総支配人ライアン・リーチ氏が来庁されました。本年の冬の村オープンが12月６日ということでありまして、ぜひ皆さんの来館をお待ちしているという、そういうお話しがありました。

それから、これも記載がありませんけれども、昨日12月３日に新そば祭りに関係するかたがたにお集まりいただきまして、第22回日本そば博覧会の開催について、平成28年に新得町において開催を要望する方向で話がまとまりました。

詳細等につきましては、北海道、それから十勝のそれぞれのそばの会のかたがたとも相談をしながら、町内の各界・各層とも併せて協議を進めまして、開催に向けてあらためて要請活動等を含め、対応していきたいというふうに思っております。以上であります。

［浜田正利町長　降壇］

◎日程第３　議案第６６号　公平委員会委員の選任同意について

◎菊地康雄議長　日程第３、議案第66号、公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長　登壇]

◎田中透嗣副町長　議案第66号、公平委員会委員の選任同意について、ご説明申し上げます。

公平委員会委員に新得町３条南２丁目５番地にお住まいの髙久教仁氏を選任いたしたく､地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

髙久氏は、昭和37年生まれの51歳であり、平成21年12月から１期４年間この職にありますが、この12月22日に任期満了となります。平成24年から職務代理者を務められ適任でございますので引き続き選任いたしたく、議会のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

[田中透嗣副町長　降壇]

◎菊地康雄議長　説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　異議なしと認めます。

よって、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎菊地康雄議長　ただいまの出席議員数は12人でありますが、議長を除くと11人であります。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第２項の規定により、11番、吉川幸一議員、１番、齊藤美代子議員、２番、青柳茂行議員の３名を立会人に指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　異議なしと認めます。

よって、11番、吉川幸一議員、１番、齊藤美代子議員、２番、青柳茂行議員を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎菊地康雄議長　配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

◎菊地康雄議長　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は、公平委員会委員の選任同意について、同意を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、１番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票および明らかでない投票は、否と見なすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎菊地康雄議長　投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了しました。

これから開票を行います。

11番、吉川幸一議員、１番、齊藤美代子議員、２番、青柳茂行議員、開票の立会人をお願いいたします。

[開票]

◎菊地康雄議長　投票の結果を報告いたします。

投　票　総　数	１１	票、
そのうち有効投票	１１	票、
無効投票	０	票。
有効投票中　賛成	１１	票、
反対	０	票、

以上のとおり、賛成が全員であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

◎日程第４　議案第６７号　サホロ湖及び東大雪湖の漁業管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長　日程第４、議案第67号、サホロ湖及び東大雪湖の漁業管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木産業課長。

［鈴木義夫産業課長　登壇］

◎鈴木義夫産業課長　議案第67号、サホロ湖及び東大雪湖の漁業管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

１枚おめくりください。

提案理由でございますが、東大雪湖につきましては、遊漁での進入経路及び遊漁可能場所が限られており、釣果実績が少ないことと漁業権の増養殖管理の基準を満たさないため、平成25年12月31日に期間満了の区画漁業免許を放棄すること、及びサホロ湖につきましては、平成16年以降「やまべ」の放流実施がないことから、増養殖管理の基準を満たさないことに伴い、対象魚種から除くため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正内容でございますが、１．東大雪湖の漁業権の放棄をするため、条例の題名及び本文から「東大雪湖」を削除するものでございます。

２．サホロ湖における魚種の改正では、第３条の表中、サホロ湖の魚種の欄中、「やまべ」を削除するものであります。

１枚戻っていただきまして、附則として、この条例は平成26年１月１日から施行するものであります。

また、経過措置として、この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例によるとするものでございます。
　条例本文につきましては、説明を省略させていただきます。
　以上で説明を終わりますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
［鈴木義夫産業課長　降壇］
◎菊地康雄議長　これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。11番、吉川議員。
◎吉川幸一議員　東大雪湖とサホロ湖の問題で、「やまべ」についてちょっとお聞きしたいと思いますけれども。
　これ、調査していたら、今、両湖にやまべはいるのかいないのか。
　それから、サホロ湖で釣り糸を垂れて、やまべだけを権利放棄したら、「私はニジマスだとか、何かを釣っているんじゃない。やまべを釣っているんだ」というふうに、もしへ理屈を言ったら、それが有効なのかどうか。そこの１点だけ聞いてみたいなと思います。
◎菊地康雄議長　鈴木産業課長。
◎鈴木義夫産業課長　お答えいたします。やまべの生息調査ということで、ご質問がありましたが、詳細にわたっての調査は今のところはしておりません。
　それと、やまべを釣っているということで、現実、もしそういった声があった場合については、調査をしながら罰則の該当になるかということで、処理したいというふうに思っています。
◎菊地康雄議長　ほかに。
（「なし」の声あり）
◎菊地康雄議長　これをもって質疑を終結いたします。
　本件について討論はありませんか。
（「なし」の声あり）
◎菊地康雄議長　討論はないようですので、これから議案第67号を採決いたします。
　本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
［挙手全員］
◎菊地康雄議長　挙手全員であります。
　よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第６８号　後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長　日程第５、議案第68号、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
　提案者から提案理由の説明を求めます。及川町民課長。
［及川義美町民課長　登壇］
◎及川義美町民課長　議案第68号、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。
　１枚めくっていただきまして、左のページ上段の提案理由を御覧ください。
　提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が、平成25年４月１日から施行されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。
　改正内容でございますが、延滞金の利率の見直しでございまして、４月19日の臨時議

会に提案し、承認いただきました町税の見直しに合わせまして、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の利率を町税と同じように引き下げるものでございます。
　表を御覧ください。
　表では、納期後１か月以内と１か月以降に区分いたしまして、改正前と改正後および比較を記載してございます。
　比較として、納期後１か月以内では、現行より1.3パーセントの減で、納期後１か月以降では、5.3パーセントの減となるものでございます。
　１枚戻っていただきまして、右のページの一番下でございますけれども、附則といたしまして、第１条で、この条例は、公布の日から施行し、平成26年１月１日以後の督促及び延滞金並びに滞納処分について適用するものでございます。
　条例本文につきましては、説明を省略させていただきます。
　以上で説明を終わりますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
［及川義美町民課長　降壇］
◎菊地康雄議長　これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。２番、青柳議員。
◎青柳茂行議員　後期高齢者の医療保険の延滞金の利率の見直しということでございますけれども。
　後期高齢者の医療保険料というのは、年金からの引き落としというのが基本になっていると思うんですけれども、町内において年金からの引き落とし以外のかたというのは、どのくらいいるのか。
　それから、実際に延滞金が発生しているかたというのは、その中でどのくらいの割合でいるのか、ちょっと確認したいと思います。
◎菊地康雄議長　及川町民課長。
◎及川義美町民課長　ご質問ありました延滞金に関する部分で、基本的に後期高齢者は、年金天引きといった部分が入っております。ただ、年金天引き者でも医療福祉事業団、医療福祉機構といったところから、年金を担保に年金の半額までを借り入れすることができる制度がございます。その制度を使ったかたに関しては、年金天引きはできないという形がございまして、そのかたは本町では現在１名おられるというふうに把握しております。
　また、現実的な延滞金の例でございますけれども、私の記憶では平成24年12月に１名のかたが、滞納処分の関係で過去の分がありまして、延滞金を徴収したという例がありますけれども、一般的には議員のおっしゃる部分の延滞金の例というのは、ほとんどあり得ないと思います。
　というのは、町では収納対策会議を毎月定例で開催いたしまして、収納一元化を行っております。そのような延滞金が発生することがないように、連携して督促あるいは分納しておりますし、かつ後期高齢者の延滞金の算出がそんなに高額ではありませんので、まず現実的にはあり得ないといった部分で、結果的にこの条例の提案ですけれども、保険料徴収に対する書面整備といった形で、ご理解いただければいいなというふうに思っております。以上であります。
◎菊地康雄議長　ほかに。
（「なし」の声あり）
◎菊地康雄議長　これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　討論はないようですので、これから議案第68号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

［挙手全員］

◎菊地康雄議長　挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第６９号　公共下水道受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長　日程第６、議案第69号、公共下水道受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中施設課長。

［畑中栄和施設課長　登壇］

◎畑中栄和施設課長　議案第69号、公共下水道受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

裏面の提案理由を御覧ください。

町税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の改正により、町税外収入の延滞金の利率が引き下げられたことに準じ、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、受益者負担金の延滞金の利率の引き下げで、延滞金、納期後１か月以内の場合は、改正前4.3パーセントを改正後3.0パーセントとし、1.3パーセント少なくするものであります。

延滞金、納期後１か月以降の場合、改正前14.5パーセントを改正後9.3パーセントとし、5.2パーセント少なくするものでございます。

条例の本文に戻りまして、第10条第１項を次のように改める。

負担金に係る延滞金については、町税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例第５条及び第５条の２の規定を準用して算定し、徴収するものとする。

この場合において、算定に使用する延滞金の割合が、年14.5パーセントを超える場合は、年14.5パーセントの割合を上限とするといたしております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成26年１月１日以後の督促及び延滞金並びに滞納処分について適用するものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

［畑中栄和施設課長　降壇］

◎菊地康雄議長　これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　討論はないようですので、これから議案第69号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

［挙手全員］

◎菊地康雄議長　挙手全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第７０号　平成２５年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長　日程第７、議案第70号、平成25年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

［田中透嗣副町長　登壇］

◎田中透嗣副町長　議案第70号、平成25年度新得町一般会計補正予算、第８号についてご説明申し上げます。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億4,562万8,000円を追加し、予算の総額を67億9,440万5,000円とするものでございます。

第２条は、債務負担行為の追加による補正でございます。

３ページをお開きください。

第２表、債務負担行為では、新規就農・農地流動化資金の融通に伴う利子補給について、新たに計上しております。

７ページの歳出をお開きください。

２款、総務費の文書広報費では、120年史資料作成業務が当初の見込みより日数を要するため、臨時事務員に係る賃金を増額しております。

財政調整基金費では、今回補正の財源調整として、基金積立を増額しております。

諸費では、法人町民税等について増加が見込まれますので、町税還付金を増額しております。

地域活性化事業費は、特定財源のみの移動でございます。

３款、民生費の福祉対策費では、燃料価格高騰に伴う生活支援策として、福祉灯油購入助成事業補助金を新たに計上しております。

町民税非課税世帯、見込み対象の700世帯に8,000円の灯油購入助成を行うものでございます。

繰出金では、国民健康保険事業特別会計への繰出金を増額しております。

後期高齢者医療費では、療養給付費の精算確定に伴い、負担金を増額しております。

１枚めくりまして、８ページをお開きください。

常設保育所費、賃金では、人事異動に伴う人員配置および園児数の増加による臨時保育士等の増のため、それぞれ所要額を増減しております。

子育て支援費および４款、衛生費の清掃センター管理費は、特定財源のみの移動でございます。

農林水産業費の農業振興費、負担金、補助及び交付金では、新規２名の貸し付けに伴い、新規就農・農地流動化資金利子補給金を増額しております。

鳥獣被害防止総合対策事業では、エゾシカ侵入防止柵（さく）整備延長の確定に伴い、補助金額を増額しております。

また、新規就農者の就農後の定着を図るための支援制度として、青年就農給付金事業を新たに計上しております。

９ページに移りまして、農地費、委託料では、台風26号の降雪による明きょ排水路等の倒木伐採処理に係る費用を新たに計上しております。

負担金、補助及び交付金では、水土里情報システムにおいて、画像更新に係る負担金が新たに生じたため、所要額を増額しております。

農村総合整備事業費および８款、土木費の道路新設改良費、10款、教育費の学校管理費は、特定財源のみの移動でございます。

教育振興費では、部活動および学校行事での使用数の増加見込みに伴い、学校行事用車借上料を増額しております。

社会教育総務費では、旧上佐幌小学校漏水修繕に係る費用を増額しております。

５ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

14款、国庫支出金では、地域の元気臨時交付金について内示がありましたので、新たに計上しております。

屈足農村環境改善センター屋上防水改修事業以下７事業に財源充当しております。

また、新岩松発電所重要電源開発地点の指定に伴い、電源立地地域対策交付金の地域活性化事業補助金を新たに計上しており、図書館情報システム更新事業以下４事業に財源充当しております。

15款、道支出金、農林水産業費補助金では、青年就農給付金事業に伴う財源を新たに計上しております。

17款、寄附金、民生費寄附金では、子育て支援用として、札幌市の計良淑子氏からご寄附金をいただきましたので、新たに補正をしてございます。

18款、繰入金では、今回の補正に伴う収支財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額しております。

１枚めくりまして６ページ、19款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

［田中透嗣副町長　降壇］

◎菊地康雄議長　これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　討論はないようですので、これから議案第70号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

［挙手全員］

◎菊地康雄議長　挙手全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第７１号　平成２５年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長　日程第８、議案第71号、平成25年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

［田中透嗣副町長　登壇］

◎田中透嗣副町長　議案第71号、平成25年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第１号についてご説明申し上げます。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ941万円を追加し、予算の総額を８億3,057万4,000円とするものでございます。

４ページから５ページにかけて、説明させていただきます。

５ページ歳出の２款、保険給付費では、一般被保険者高額療養費について増額が見込まれるため補正し、それに伴う特定財源の移動をしております。

８款、保健事業費では、国保連合会へのデータ送信システム更新に伴い、備品購入費でパソコン更新に係る費用を、負担金、補助及び交付金では、システムライセンス料として国保連合会への負担金をそれぞれ補正してございます。

４ページ歳入の２款、国庫支出金は、一般被保険者高額療養費の増額に係る療養給付費等負担金および財政調整交付金を補正してございます。

８款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金を増額してございます。

９款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

（発言の訂正）

［田中透嗣副町長　降壇］

◎菊地康雄議長　これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　討論はないようですので、これから議案第71号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

［挙手全員］

◎菊地康雄議長　挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎日程第９　意見案第１０号　利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書

◎菊地康雄議長　日程第９、意見案第10号、利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　異議なしと認めます。

よって、意見案第10号は総務厚生常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第１０　意見案第１１号　２０１４年度地方財政の確立を求める意見書

◎菊地康雄議長　日程第10、意見案第11号、2014年度地方財政の確立を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。
本件については、総務厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
◎菊地康雄議長　異議なしと認めます。
よって、意見案第11号は総務厚生常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第１１　意見案第１２号　「特定秘密の保護に関する法律案」の制定に反対する意見書
◎菊地康雄議長　日程第11、意見案第12号、「特定秘密の保護に関する法律案」の制定に反対する意見書を議題といたします。
お諮りいたします。
本件については、総務厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
◎菊地康雄議長　異議なしと認めます。
よって、意見案第12号は総務厚生常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第１２　意見案第１３号　森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
◎菊地康雄議長　日程第12、意見案第13号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を議題といたします。
お諮りいたします。
本件については、産業文教常任委員会に付託いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
◎菊地康雄議長　異議なしと認めます。
よって、意見案第13号は産業文教常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎休　会　の　議　決
◎菊地康雄議長　お諮りいたします。
議案調査のため、12月５日から12月12日までの８日間、休会することにいたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
◎菊地康雄議長　異議なしと認めます。
よって、12月５日から12月12日までの８日間、休会することに決しました。

◎散　会　の　宣　告

◎菊地康雄議長　**以上をもって、本日の日程は終了いたしました。**

本日はこれをもって散会いたします。

（宣告　１０時３８分）

平成２５年第４回新得町議会定例会（第２号）

平成２５年１２月１３日（金曜日）午前１０時開会

○ 議　事　日　程

日程番号	議　件　番　号	議　　件　　名　　等
		諸般の報告（第２号）
1		意見案第１２号、「特定秘密の保護に関する法律案」の制定に反対する意見書の議件撤回の件
2	意見案第１４号	中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める意見書
3	意見案第１５号	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書
4		一 般 質 問

○会議に付した事件

諸般の報告（第２号）
意見案第１２号、「特定秘密の保護に関する法律案」の制定に反対する意見書の議件撤回の件
意見案第14号　中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める意見書
意見案第15号　特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書
一般質問

○出席議員（１２人）

１番　齊藤　美代子　議員	２番　青柳　茂行　議員
３番　宗像　　一　議員	４番　髙橋　浩一　議員
５番　貴戸　愛三　議員	６番　廣山　輝男　議員
７番　長野　　章　議員	８番　若原　敏勝　議員
９番　柴田　信昭　議員	１０番　湯浅　　亮　議員
１１番　吉川　幸一　議員	１２番　菊地　康雄　議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	浜田　正利	
教育委員会委員長	廣瀬　顯嗣	
監査委員	吉岡　正	

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副町長	田中　透嗣
総務課長	武田　芳秋
地域戦略室長	佐藤　博行
町民課長	及川　義美
保健福祉課長	渡辺　裕之
施設課長	畑中　栄和
産業課長	鈴木　義夫
児童保育課長	鈴木　貞行
産業課長補佐	広田　正司
屈足支所長	若原　俊隆
出納室長	長谷川　貢一
庶務係長	中村　勝志
財政係長	東川　恭一

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教育長	斉藤　仁
学校教育課長	木村　秀光
社会教育課長	岡田　徳彦

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事務局長	西山　喜代司

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	阿部　敏博
書記	田中　光雄

◎開　議　の　宣　告

◎菊地康雄議長　本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしたとおりであります。

（宣告　１０時００分）

◎諸般の報告（第２号）

◎菊地康雄議長　諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第１　意見案第１２号、「特定秘密の保護に関する法律案」の制定に反対する意見書の議件撤回の件

◎菊地康雄議長　日程第１、意見案第12号、「特定秘密の保護に関する法律案」の制定に反対する意見書の議件撤回の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件について、会議規則第39条第２項の規定により、議件撤回の理由の説明を省略することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　異議なしと認めます。

よって、本件については、議件撤回の理由の説明を省略することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、意見案第12号、「特定秘密の保護に関する法律案」の制定に反対する意見書の議件撤回の件を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　異議なしと認めます。

よって、会議規則第20条第１項の規定により、許可することに決しました。

◎日程第２　意見案第１４号　中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める意見書

◎菊地康雄議長　日程第２、意見案第14号、中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　異議なしと認めます。

よって、意見案第14号は総務厚生常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第３　意見案第１５号　特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書

◎菊地康雄議長　日程第３、意見案第15号、特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　異議なしと認めます。

よって、意見案第15号は総務厚生常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第４　一般質問

◎菊地康雄議長　日程第４、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◎菊地康雄議長　７番、長野議員。

［長野章議員　登壇］

◎長野章議員　定例第４回町議会一般質問をさせていただきます。今回の一般質問で私は、浜田町政２期８年間の総括を踏まえて、３期目の初年度であります平成26年度予算編成の重点施策について、伺いたいというふうに思います。項目については、１項目で、３点ほどお伺いをしたいと思います。

１．平成２６年度予算編成の重点施策は

さきほど申し上げましたけれども、浜田町政２期８年間の総括を踏まえて、平成26年度は３期目の初年度であります。浜田町長の公約を平成26年度予算にどのように反映させていくのか。特に、本町にとっては重点課題と思います、以下３点についてどう進めていくのか、お伺いしたいと思います。

まず、第１点目の経済の活性化でありますが、本町における企業誘致には、困難を極めているというふうに思われます。このことから既存企業には頑張っていただかなければならないというふうに私は思います。このようなことから、既存企業の育成と経済活性化をどのように進めていくのか。既存企業の支援対策といいますか、そういったものをどのように考えておられるのか、まず１点目にお伺いをしたいと思います。

第２点目の人口問題ですけれども、1955年には、１万人を超える人口を有していましたが、1996年には7,727人で、本年10月末現在でいきますと6,467人と、実に約3,500人、３分の１といいますか、１万人のころからいきますと、３分の１強の人口が減少になってきている状況であります。このことから、本町にとって、緊急の課題でありますので、人口の減少をどう食い止めていくのか、方策をどのように検討されているのか、２点目にお伺いをしたいと思います。

第３点目の消費税の問題ですけれども、来年から、５パーセントから８パーセントに消費税が上がることが決定されました。他町村では、公共料金の値上げ等が検討されているようですが、本町における影響とその対応についての考えをお伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長　浜田町長。

［浜田正利町長　登壇］

◎浜田正利町長　長野議員にお答えいたします。

新年度予算は、私の３期目の初年度となる予算編成でありますが、町づくりの基本であります、第７期総合計画の後期計画が４年目を迎え、引き続き、計画の実施を推進するとともに、「三世代のつどうまち第３章」の公約実現に向けた４つの柱と「15の重点施策」について、確実に進めることを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

平成26年度予算編成の重点施策でありますが、依然として続く厳しい社会情勢を踏まえ、限られた財源を有効に活用し、公約の柱でもあります「活性化」、「人づくり」、「安心・安全」、「協働」の４つをキーワードに、生き生きとした経済活動や人が集い合い、支え合う地域づくり、安心して暮らせる環境の充実、地域を支える人材の育成といった考え方の中で、取り進めてまいりたいと考えております。

その上で「活性化」につきましては、地域の活力の源は、地域内外に及ぶ経済活動が活発に行われることにあり、そこにかかわる企業の経営が向上することにより、雇用の増加にもつながってくるものと考えております。

併せて、人口・定住対策などを視点にした事業を考えております。

具体的には、環境、景観、食の「いらっしゃい新得」の推進、空き地対策を念頭にコンパクトシティの実現、交流宿泊施設の整備を通して雇用機会の創出、再生可能エネルギーの活用、基幹産業の農業振興、放置山林の整備などを進めていきます。

次に「人づくり」につきましては、地域や産業を支える人材の育成が重要であるとの観点から、全町教育の推進、特色ある学校教育の推進を進めていきます。

「安心・安全」につきましては、安心して暮らせる環境の充実のため、少子・高齢化対策、医療対策、環境対策、防災対策などの観点から、福祉施設整備への支援や手話条例の制定など、安心できる生活環境整備を進め、また、出産祝い金制度の創設やファミリーサポート事業など、子育て支援の充実を図ってまいります。

次に「協働」につきましては、人が集い支え合う地域づくりを目指し、町民や各種団体、企業との協働の推進、町民参加による町づくりを進めていきます。

新年度では併せて、平成28年度からスタートする、「第８期総合計画」策定に向けた取り組みを進めるとともに、昨年に引き続き協働事業提案制度や、企業との協働による移住促進事業や町のピーアールなどに取り組む予定であります。

次に具体的な質問であります、１点目の経済活性化についてでありますが、お話しのありますように既存企業への対応は、地元中小企業の育成振興を目的に、中小企業融資制度や商工業活性化事業、農商工連携推進事業補助などの支援制度を設けており、今後も引き続き関係機関と連携を図り、支援制度の周知に努めるとともに、６次産業化の推進を図るため、国家戦略特区などの情報提供を行うなど、地元企業の育成と経済の活性化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、平成24年度において、これらの融資制度を活用している企業は、92件、63事業者、また、各種補助事業では19事業者になっているところであります。

次に、２点目の人口対策についてでありますが、人口の減少は地域経済や町全体の活力の衰退につながる、極めて大きな課題であるということはこれまでも十分認識し、そのための各種取り組みを行ってきたところであります。

また、町で進めている施策すべてが、人口対策につながるものと思っており、特に活

発な産業活動と雇用の場の確保は、重要な視点であると考えております。
その面では、１点目のご質問でもお答えしたとおり、経済の活性化のための支援策を浸透させながら民間の投資を促し、地場産業の育成に努力してまいります。
また、老人福祉施設の整備などによる雇用の場を確保することのほか、貸事務所の開設などの研究も行ってまいりたいと考えております。
一方、町内への定住といった視点からは、住宅の整備に対する支援策や空き家の活用、宿泊交流施設の整備などの住宅施策を進め、町外からの通勤者を町内居住に導くよう努力するほか、移住促進に関する各種取り組み、雇用と移住を組み合わせた地域おこし協力隊制度の活用、分譲地の販売や町のさまざまな情報発信など、これまで行ってきた事業を含め、その効果を検証しながら引き続き取り組んでまいります。
また、少子化対策として、先に申し上げましたが、子育て支援の充実とともに、出産祝い金の制度創設も進めてまいりたいと考えております。
３点目の消費税問題でありますが、来年４月から消費税率が８パーセントに改正されることに伴う対応ですが、まず改正による本町への影響額については、平成24年度普通会計決算ベースで積算しますと、歳出面では単純ですが、全体で１億円程度の増額があると見込んでおります。
一方、歳入面では、新年度の「地方財政計画」がまだ示されていないため、不透明なところもありますが、地方消費税交付金、普通交付税への財源確保となることも想定されております。
さて、消費税率改正に伴う本町の対応でありますが、基本は転嫁すべきものと考えております。
しかしながら、来年４月以降の社会全体の動向を見極めることも必要と考えており、今回は公共料金には転嫁しない方向で調整する考えであります。
なお、町が指定管理者制度導入施設で運営されております、「国民宿舎東大雪荘」、「トムラウシ自然体験交流施設」、「町営育成牧場」の３施設につきましては、転嫁する方向で検討しているところであります。
なお、今後は消費税10パーセントを見据えた上で、公共料金の在り方についても検討して、対応していきたいというふうに考えております。以上であります。
［浜田正利町長　降壇］
◎菊地康雄議長　７番、長野議員。
◎長野章議員　るる答弁をいただきました。再質問をさせていただきたいというふうに思います。
まず、基本姿勢については、前回の９月の質問でもお伺いしましたので、より具体的な中身について、質問をさせていただきたいと思います。
まず、経済の活性化ですけれども、６次産業化の推進を図るという項目をいただきましたので、ぜひ既存企業が６次産業に向かっていけるような、そういった支援策をぜひ考えていただいて、支援が必要であればということですけれども、必要がない企業も現れるかと思いますけれども。そういう支援があれば６次産業を検討してもいいなというようなことであれば、ぜひそういったこともできるようなことを考えていただければなというふうに思いますので、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。
それから人口問題ですけれども、経済の活性化と深く関係してくるわけですけれども、「住んでよかった、住んでみたい、住み続けたい」と思われるような町づくりが必要と

思われますので、そこで本町に移住されたかたの意見を聞き、交通の利便性だとか、自然環境を利とした移住対策で人口増を図ったということで、提案をしたいと思います。
よその町でも結構、移住してきた人たちの協議会みたいなものがあるのではないかというふうに思いますけれども。そこでいろんなことが話し合われて、今後移住を考えている人たちにピーアールをしていくというようなことも、そういう人たちの意見を聞くのも、対策としてはよろしいのではないかというふうに思いますので、ぜひこの辺を考えていただければというふうに思います。
そこで、さきほど答弁をいただきましたけれども、老人福祉施設の整備、それから貸事務所の検討をしたいということでありますので、こういった26年度の予算の個々のもので、もし具体的なものが出せるようであれば、まだたぶん予算の査定の状況だというふうに思いますので、難しいのかなというふうに思いますけれども。そういったものでどういうことを考えておられるのか、説明ができるものがあれば説明をしていただければなというふうに思いますので、この辺お願いをしておきたいと思います。
老人福祉施設の整備ということですから、およそは分かるような気はするのですけれども、具体的にはどういったものがあるのかなというふうに思いますし、この貸事務所というのは、どういうことをイメージされているのかなというか、大企業とまではいかないのでしょうけれども、企業にお貸しして、その企業が新得でどういったことを業務としてやっていかれるのか。
それと、現在のいろんな空き家対策もやられているわけですけれども、そういったところを例えば一時的に町がお借りして、それをお貸しするというような方法ができないのかどうなのか。それらも含めて、何か検討されておられるようでしたら、その辺をお聞かせ願いたいというふうに思います。
それから最後に、消費税の問題ですけれども、歳出で１億円ほどの影響があるということですから、大変なのかなというふうに思いますけれども、８パーセント内では転嫁しないというご答弁をいただきましたので、そのほうがいいかなというふうに思うんですけれども。
現在、さきほど町長からもお話しがありましたけれども、公共料金、今もそうですけれども、他町村ではやはり給食費ですとか、公営住宅の使用料ですとか、そういったものをどうしようかということで検討されているようですけれども、本町で10パーセントになると、そういったこともあり得るのかなというお話しではなかったかなというふうに思いますけれども。
こういった今の状況ですと、８パーセントで１億円ですから、10パーセントになるとどのくらいの影響になるかよく分かりませんけれども。こういった公共料金の見直しについては、相当住民の人たちに影響があるものですから、ぜひ私は上げないように考えていただければなというようなことで、そういったことが可能かどうかも含めて、ご答弁をいただきたいというふうに思います。
◎菊地康雄議長　浜田町長。
◎浜田正利町長　お答えいたします。まず、地場の産業を取り巻く問題で、６次産業化というお話しがありました。３期目に入って以降、産業課の職員を商工会に加入している企業すべてに回るようにということで指示をしました。どこまで企業のかたとのコミュニケーションが深まるかというのは、また別の問題もあるんですけれども、それぞれが抱えている問題、それから今後目指すべき方向性と、そういったものをぜひ、職員の

ほうで認識をしていただこうということで対応を今、進めております。まだ全部行ききっていないですけれども、ぜひそういう現場の声というものを大事にしながら、今、議員からお話しのあった、今後何をしていくという中で必要なものが出てくれば、積極的な対応をしていきたいというふうに思っているところであります。

また、移住対策についてのお話しもありましたけれども、今現在も対応をしてきておりまして、一層の対応ということかなというふうに思っていますけれども、どんなことがこれから知恵として出せれるか、あらためて担当も含め考えてみたいなというふうに思っています。

なお、貸事務所の問題については、担当課長のほうから答弁をさせます。

次に老人施設の問題でありますけれども、老人だけの問題ではなくて障がいのあるかたの施設も含めて、何施設かの設置に向けて検討を今、進めております。

熟度の問題でなかなかまだ、お話しできるような状況にありませんけれども、今現在ではっきりしているのが、わかふじのほうで今の養護老人ホームの建設が終わった段階で、特養のベッドを現在50床ありますけれども、これを20床増やすということで決めております。

そのほかも今、担当も含めて当事者同士でいろんな相談を進めておりますので、その辺が熟度として高まった段階でまた、お話しをさせていただきたいなというふうに思っております。

次に消費税の問題であります。永遠の課題かもしれませんけれども、私はやはり、受益のあるものは負担すべきだというのが、私の基本的な考え方であります。今回の消費税の３パーセントで、１億円という数字をお話ししたとおり、この１億円を誰が負担するのかという課題が必ずついて回ります。上げないほうがいいというのは分かりますけれども、全体の中でどう回していくかというときには、やはり負担すべきものは負担していただくということを選択せざるを得ないかなというふうに思っております。

一方、公共料金としてのその金額が、本当にある意味適正な金額なのかというのも、これも常日ごろからやはり見直していかなきゃならないという、そういうふうにも思っております。今回はそういった意味でちょうどいい機会でありますので、公共料金の基本的な考え方の整理をした上で、消費税の問題についても一緒に解決をしていきたいというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長　佐藤地域戦略室長。

◎佐藤博行地域戦略室長　町長の答弁の中で貸事務所ということを申し上げました。具体的に何をというのは、まだこれからなんですけれども、全国でそういった「サテライトオフィス」と言われている、言ってみれば情報通信網を活用して、大きな会社ではなくて、「サテライト」という位置付けの中で、簡単に遠くでも仕事ができるといったようなイメージの事務所を、研究していきたいという段階であります。

今後、それらの情報収集を含めて取り組んでまいりたいという意味でございます。以上でございます。

◎菊地康雄議長　７番、長野議員。

◎長野章議員　まず、消費税の問題ですけれども、町長が言われるように受益者が負担するということでありますけれども、しかし、消費税は町民にとっては相当影響が大きいと思うんですよね。そういった中で公共料金、新得の財政規模からいっても大変な問題なのかもしれませんけれども、現在、その公共料金を上げなくても、なんとかやって

いけるのではないかというふうに、私は思うんですよね。そういった中で、公共料金だけを据え置けばいいのかという話になるかというふうに思いますけれども。

さきほど言いましたとおり、非常に影響のある給食費ですとか、公営住宅費、水道料、そういったものが上がっていくというか、それは10パーセントがいいのか、８パーセントがいいのかという、いろいろな議論になるというふうに思うんですけれども。そういった中で財政的に許すのであれば、私は据え置いてもいいのではないかなというように思うわけですけれども。それは今後の状況にもよると思うんですけれども、まだ10パーセントになるかどうかというのは、これからの問題だというふうに思いますので、８パーセント内では取りあえず転嫁しないということですので、ぜひそのようなことでお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、地域戦略室長から貸事務所のお話しもいただきました。平成26年度の予算の中で考えておられるのか、それとも今後の課題としてそれを考えておられるのか。その辺決めておられるのでしたら、お聞かせ願いたいなというふうに思います。

さきほど私が言いました、今の空き家対策の中ではどうなのかなというか、そういうことができるのであれば、26年度からすぐ手が付くのではないかなというふうに思いますけれども。その辺もぜひ、決まっていればお知らせを願いたいというふうに思います。

さきほどの２回目の質問で、ちょっと話をしませんでしたけれども、町長から子育て支援の中で出産祝い金を考えておられるというような、これは貸事務所と同じように26年度予算で反映させていくつもりがあるのかどうなのか。今、検討中だということですから、さきほど言いましたとおり、予算書がまだできていないわけですから、最終的な予算は詰まっていないということでしょうけれども。もし、26年度から手を付けていくということであれば、ある程度どういったことが検討されているのか、お知らせを願いたいと思います。

以上、申し上げました、私の質問を終わりたいと思います。

◎菊地康雄議長　浜田町長。

◎浜田正利町長　消費税の問題だけ、ちょっとお話しをさせていただきますけれども。

８パーセントの間は値上げをしないという意味ではありません。４月は値上げをしません。さきほど話したとおり、公共料金の料金として再度見直した結果、消費税も含めて対応していくという意味でありまして、その辺あらためて誤解のないようにしていただきたいなというふうに思っております。

それから貸事務所、出産祝い金、まだまだ熟度が高まっているという、そういう印象を持っていませんけれども、それぞれができれば新年度予算に反映されるべく今、一生懸命努力をしているというふうに思っております。以上であります。

［長野章議員　降壇］

◎菊地康雄議長　２番、青柳議員。

［青柳茂行議員　登壇］

◎青柳茂行議員　私は、子ども発達支援センターのさらなる拡充を求める、そういう立場から質問を行いたいと思います。

１．子ども発達支援センターのさらなる拡充を

本年９月、産業文教常任委員会におきまして、道外所管調査を行い、全国的にも先駆的な取り組みを行っているという、仙台市の発達相談支援センターを調査したところで

ありますが、仙台市の発達支援センターは、子どもだけでなく大人まで発達障がい、または、発達の気になるかたを一貫して支援しているという施設でありました。その取り組みとしては、相談から療育、生活支援などを総合的に行っておりました。

仙台市は100万人を超える政令都市であり、人口的には本町との規模は違いますが、発達支援センターには人口規模や､子どもから大人までの一貫した支援体制を考えれば、必要とされた170名の職員体制が配置されておりました。

本町においても規模は違えど、同様の取り組みがなされておりますが、近年、発達の気になる子どもたちが増加しているという中、支援を必要としている児童や保護者に対し、適切な対応が求められているのではないでしょうか。

そこで伺いますが、発達支援の取り組みにあたって、現在の人員配置がどうなっているのか、人員が充足しているのかいないのか、併せて今後の職員体制の考え方についてお伺いいたします。

◎菊地康雄議長　浜田町長。

［浜田正利町長　登壇］

◎浜田正利町長　青柳議員にお答えいたします。

発達支援センターは､障がい児および発達に支援の必要な児童に対し､専門的な相談、指導、療育等を行い、その心身の発達を総合的に支援することを目的に設置しております。

本町における過去の経緯を見ますと、平成16年10月に制定された、北海道子ども未来づくり条例に基づき、平成18年度に新得幼稚園で、その後、新得ことばの教室、平成22年度からは「子どもセンターなかよし」において、子ども発達支援センター事業の拠点として対応を進めているところであります。

本年当初から、早期発見、早期支援のため、乳幼児のみならず学齢期にわたり切れ目のない支援を行う体制を構築する必要があることから、心理士および発達支援コーディネーターを配置し、保育所、幼稚園、学校、保健福祉課、教育委員会、つつじヶ丘学園などの関係機関と連携を図りながら、支援を必要としている児童・生徒、その保護者に対して対応をしてきているところであります。

現在の職員体制でありますが、兼任のセンター長、総務係長のほかに４名の配置となっており、現状業務の中では、１対１で支援する個別療育の必要な児童が増加しておりますが、現状では適切に対応できているというふうに考えているところであります。

なお、今後につきましては、必要な支援を受けることができないようなことがないよう、必要に応じた体制の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

［浜田正利町長　降壇］

◎菊地康雄議長　２番、青柳議員。

◎青柳茂行議員　１回目、答弁していただきましたけれども。

今年の９月に産業文教常任委員会におきまして、仙台の支援体制を行っておりますセンターに伺いました。それで、もちろん所管調査の目的というのは、先進的な実践例、あるいは成果、教訓、こういうものを学ぶというところに大きな目的があるわけですけれども。今回、仙台の支援体制を伺って、非常に得るものがあったというような気がしております。

そこで、今回の仙台のことのあらましを申し上げさせていただければ、町長の答弁に

ありましたけれども、早期発見というものを相当重視しているということと、併せてそういう乳幼児から大人までが支援体制に入っているというのが、大きな特徴になっております。

それと、相当人員の数もさきほど170名というふうに申し上げましたけれども、かなり大量の大集団といいますか、100万人都市ですからそのくらい必要なのかもしれませんけれども、相当綿密な支援体制になっているなというような気がしておりました。

そこで、まず、成人までの相談件数というのが、どのくらいになっているかということをちょっと紹介したいと思うのですが。いただいた資料によりますと、乳幼児相談、学齢児相談、それから成人相談というふうになっております。

それで、平成14年度から24年度までの10年間にわたっての推移の件数がありますけれども、乳幼児の場合は14年度が1,819件だったのが、24年度は3,144件で、約1.7倍に増えている。それから、学齢児の相談が1,309件が、2,633件ということで、ちょうど約２倍ですよね。私もたいへん驚いたのですけれども、成人の相談が平成14年度が1,054件であったものが3,863件という、３倍強、約４倍に近い、成人の相談件数が実際あるわけですよね。

ですから、本当にこれは、昨今の社会情勢というのか、そういうものを相当反映した中身になっているのではないかなというふうに１つは思いました。

そういう意味で、新得の関係でさきほど町長は、恐らく手抜かりのない状態ですか、万全な体制とまではいかないかもしれませんけれども、ややそれに近い答弁であったのかなというふうに今、思いましたけれども。

実際に新得で行っているのは、対象者が幼児から小学１年生まで、これは今年の10月１日現在の対象者ですが、現在は28名というふうになっております。私は、この対象者も含めて小学１年生までは、この今の現状を考えると非常に不十分でないかなという気がしております。成人までというと、整備の関係でなかなか難しい面もあるかもしれませんけれども、少なくても中学生、高校生ぐらいまでの支援体制は、新得の町でもとる必要があるのではなかろうかなという気がしております。

それからもう１つは、人員の組織も相当なものなんですけれども、その中に教員というものを採用して、このセンターの中で実際に働いているという実例がありました。

仙台の場合は、増加するニーズといいますか、そういう対応が増えているということもありまして、私たちが行ったところは、「北部アーチル」という施設に行ったのですが、昨年もう１つ、南部のアーチルというのも造っているわけですよね。北部と南部に、それぞれ３人ずつの教員をきちんと配置しているというところがあります。

なぜ、その教員を配置するのかというと、やはり子どもたちというのは、学校から施設を往復しているわけですよね。そうすると、現場の先生がいるということは、学校の内部における、子どもたちの様子というものがセンター、支援者たちにも正確に伝わるし、センターの中での様子も、学校のほうにきちんと伝わるということもありまして、いわゆるコーディネーター的な役割を果たして、非常にいい効果が生まれているということもあるようでございます。

そういう意味で、教員の配置というのが必要でなかろうかなというふうに思っております。

それからもう１つは、さきほど町長の答弁には、「子どもセンターなかよし」に平成22年度に設置をしたというふうになっておりますけれども、現場に行って伺ったところ、

確かにセンター長はそこにいらっしゃいます。
　しかし、現実に支援を行っているところは、昔から言われているいわゆることばの教室、今は通級指導教室というふうに呼んでいるようでございますけれども。そこの昔からあることばの教室、全部で４室あるということなんですが、そこの２つの部屋を使って、今、その支援を行っているということのようなんですね。現状ではこれでいいのかもしれませんけれども、これからの対策というか対応を考えれば、本当にここでいいのかなというような気がしております。
　そういう意味で、まず対象者、１つは成人までやはり目指すべきではないのかということと、人員の配置を私も正確にこの人数でいいのかどうなのかという点では、現状では正確には分かりかねるところがあるんですけれども。
　１つは学校との、それから、センター、施設とのコーディネーター的な教員の配置というのも必要でなかろうかなと。
　それからもう１つは、施設がこのままでいいのかどうなのか、その点さらにお伺いしたいと思います。
◎菊地康雄議長　浜田町長。
◎浜田正利町長　お答えいたします。さきほど新得町のこれまでの経緯ということで、お話しをさせていただきました。ある意味、体制的に本年度から始まったと、それなりの体制を構えて始まったという、そういう初年度であるかなというふうに思っております。
　そういうことを踏まえた上での今後の問題なんですけれども、どんなかたがたにどんな支援が求められて、現状ではどこまでできているのか、できていないのか、これからまた、いろんな課題が整理されていくんじゃないかなというふうに思っております。
　その課題が整理されていく中で、１つは議員がお話しになった対象者の問題、それから体制の問題、場所の問題と、順次対応していかなければならないという、そういう認識を持っております。
　なおかつ、人口が減少する中においても、そういう支援を必要とする人たちが増えているという、そういう現実もあるようでありまして、今後の生活において支障のないような支援というものをあらためて、対応していきたいなというふうに思っております。
　なお、昨年度の話ですけれども、小学１年生、議員が話をしたとおり対象にして、いろんな対応をしてきました。小学６年生までを状況が整い次第実施をしていきたいと今、進めてきておりまして、それらを見ながら、さきほど話をしたとおり、いろんな課題が出てくるかなというふうに思っておりますので、そういった中で教職員の問題も含めて、考えていきたいなというふうに思っております。以上であります。
◎菊地康雄議長　２番、青柳議員。
◎青柳茂行議員　今、小学６年生までということが、答弁の中で具体的な１つだったのかなというような気がしております。
　併せて今回、芽室の支援センターにその教員の配置がされているというお話しを聞きましたので、私も先だってこの芽室の支援センターに行きまして、センター長に会っていろいろお話しを聞いてまいりましたけれども。
　芽室も同様に「妊娠から就労まで」というのが、１つの合い言葉になっておりました。それで、いわゆる１歳６か月の乳幼児から健診を始めて、これは早期発見・早期治療ということに非常に重点を置きまして、芽室の場合は就労まで結びつけるというところま

で、支援センターがケアをするということを体制としてとっております。
　それで１つは、教員の配置なんですけれども、４年前に採用したようです。35歳の教員、これは現場の教員を実際に道教委、十勝教育局といろいろ相談して配置したと。実際にさきほど申し上げたように、学校、それから支援センターの中での密接な連携が取れる、非常に重要な役割を果たしておりまして、伺ったところ芽室の中学生が新得の高校にも来ていると。それに該当する子どもさんのようなんですけれども、新得の高校まで来て、いろんなアドバイスを行っているという話も聞きました。
　そういう意味で、非常に大きな役割を果たしているということでありましたけれども、「何で教員を採用することになったのか」ということを聞いたら、やはり全国的に先進例がありまして、先駆けて行ったのは、滋賀県の湖南市で「教員を採用する」ということを始めたと。その例を見習って「芽室でもぜひ」ということになったということなんですね。ですから、さきほどの仙台もそうですけれども、やはり全国的にはそういう先進例があるということですから、ぜひ新得にもそういうところに結びつけていただきたいなというふうに思っております。
　それからもう１つ、さきほどの町長の答弁にも、１対１で非常に丁寧な支援体制を行っているということなんですけれども、確かに１対１で、マンツーマンでやるというのは、私自身も今までいいなと思っていたのですけれども、実際に芽室のセンター長に話を聞きますと、もう１対１では駄目なんだということなんですね。つまり、いわゆるそういう対象者の子どもさんがたをやはり社会になじみ込ませる、そういうことをしないと駄目だということもありまして、いわゆる集団で集団療育を今、目指しているということなんですよね。
　だから、１対１も大いに結構だと思うんですけれども、やはりもう少し目先を変えるといいますか、子どもたちに社会性を与えるという意味での集団療育という、一口で言えばそういうことになるんですけれども。そういうことを目指すということで、実は芽室も実際には、これまでも従来のことばの教室を使っているわけなんですよね。
　ところが、集団療育を目指すということになってくると、今の施設では駄目だということもあって、今、500平方メートルの部屋を使っているということなんですが、来年度と言いましたけれども、1,000平方メートルの施設を新たに造る計画を持っているということもありました。
　ですから、そういう意味で総務的にやはり今の支援体制を見直していく、そういう時期に来ているのではないかなというふうに思いますので、あらためて町長の所信を確認したいと思います。
◎菊地康雄議長　浜田町長。
◎浜田正利町長　お答えいたします。青柳議員の日ごろの勉強に、われわれがちょっとついていっていないような感じもしますけれども。
　いずれにしても、さきほどとちょっと同じ答弁になってしまうのですけれども、体制をある意味整えてきたというのは、本当に最近というふうに思っております。さきほどお話ししたとおり、先進事例も含めて職員のほうもノウハウを蓄積してきているというふうに思っておりますので、その時期、その時期において、必要なものというものをあらためて対応していかなくてはならないかなというふうに思っております。
　（発言の訂正）
　いずれにしても、次代を担う子どもたちでありまして、地域でできることについては、

最大限努力をしていきたいというふうに思っております。以上であります。

［青柳茂行議員　降壇］

◎菊地康雄議長　６番、廣山議員。

［廣山輝男議員　登壇］

◎廣山輝男議員　私から２点について、質問させていただきます。まず、第１点については、既に一部で議論されましたが、平成26年度予算編成の関係について、お伺いさせていただきます。

１．平成２６年度予算編成について

浜田町政の３期目、平成26年度予算編成作業が進められていると思いますが、町長のまちづくりの基本姿勢、「『やるだけやってみよう!』を信条にこれまで以上に対話を重ね積極的な町政執行に臨みます」と表明されています。

国は大企業や大都市重視の政策が強く、地方や国民の生活優先政策にはほど遠い情勢と考えられます。そのため新年度は、新得町の産業・経済の発展と町民生活重視の予算措置が必要と、私は考えるところであります。

町長の「町づくり基本姿勢」を踏まえるならば、地方の再生と同時に町民生活の向上へ積極的な予算編成を求めますとともに､以下の点について伺っていきたいと思います。

１つ目は、新年度予算編成にあたり、国の動向が少し見えつつありますが、いわゆる別枠加算の廃止、この部分はちょっと今、消えているような状況にないわけでありませんが。消費税増税に伴う自治体間の調整等々から、地方交付税の削減が予想されます。財源確保の対策と対応について伺っておきたいと思います。

２つ目に、さきほども議論がありましたが、消費税増税に伴う国の具体策の１つとして、非課税世帯への原則１万円の臨時福祉給付金、これは国のほうで検討されているように聞いておりますが、新得町独自に町民の生活確保に向けて非課税世帯に対し、消費税の増税に対する対策として､町の公共料金の対応について伺っておきたいと思います。

３つ目に、26年度は友好都市20年、屈足消防団90周年等々の節目にありますが、記念行事等の在り方と具体策について伺います。同時にこのような節目にあたり、協働の町づくりの支援の具体的な処置を求めますが、伺っていきたいと思います。

◎菊地康雄議長　浜田町長。

［浜田正利町長　登壇］

◎浜田正利町長　廣山議員にお答えいたします。

まず、平成26年度予算編成方針につきましては、さきほど長野議員にお答えしたとおりであります。たいへん申し訳ないですけれども、ちょっと省略させていただきます。

具体的にお話しのある部分に答弁を移らせていただきます。

まず、新年度の財源確保の対策と対応でありますが、毎年国が示します「地方財政計画」に沿ってこの間予算編成をしてきておりまして、新年度においても同様に進める方針でありますが、まだ現時点では、計画が示されていないため、明確な答弁ができない状況にありますが、報道ではリーマンショック後の景気対策により導入された交付税別枠配分の廃止、法人住民税の相当額の交付税算入などの議論も出てきているところであります。

結果として、一般財源だけを見ると、本年度とはそう大きく変わらないのではと予想をしているところであります。

いずれにしましても、新年度におきましても住民皆さんの生活を支えることが私たちの使命でありますので、安心して暮らせるまちを目指しまして、予算編成を進めてまいりたいと考えております。

次に、消費税の問題でありますが、さきほど長野議員にお答えしたとおり、来年の４月には、消費税の問題で公共料金に価格を転嫁することはしません。

しかし、指定管理者制度導入の３施設については、転嫁していく方向で今、議論が進められているところであります。

次に、平成26年度の記念事業の在り方と協働の町づくりに対する支援でありますが、質問にありますように、来年は東根市と友好都市締結20周年となるその節目の年であります。この間、両市民、町民の交流をはじめ、文化、経済などの交流を進めてきたところであります。

この節目の記念事業として、住民による訪問団の派遣、学校給食における東根市特産品の提供、記念植樹、子どもたちへの郷土歴史伝達、町民による開拓劇、記念事業の冠を付けたイベントなどを予定しているところであります。

また、屈足消防団創設90周年に伴う事業として、祝賀会などが検討されていると聞いているところであります。

いずれにしても節目にあたって、これらの事業をきっかけとして協働の町づくりにつながる事業もあるかと思いますが、具体的にどのような事業にどのような支援が必要となるか、また可能であるのか、その時点で対応を協議していきたいというふうに考えております。以上であります。

［浜田正利町長　降壇］

◎菊地康雄議長　６番、廣山議員。

◎廣山輝男議員　回答をいただきました。確かに、26年度の国の動向というのは、まだ鮮明になっていないのは事実であります。

しかし、消費税だとか、新しい政権といいましょうか、安倍政権による新たな政策の中で、私の見る目ではいわゆる大企業に対しては、かなり優遇されるような、あるいは都市に対してはかなりさまざまな減税策も含めてあるのではないかなと。

しかし、地方に向けてみると、必ずしもそういった策が、極端に言いますと言葉は適切でないかもしれませんが、中央は恵まれていますが、地方は極めて不十分な状況が予想されるのではないだろうかと。

あるいは今日までの経済の動向もそうなんですが、確かに都市部にいきますとかなり景気はよくなっているように、私がはたから見ても感じるところですが、地方においてはそんな状況がほとんど見られないような状況であります。

ということは、結果的に地方における企業のそれなりの成長といいましょうか、逆に言えば町に対する税金がそれほど上がってこないような状況もないわけではありません。そういった意味で、たいへん心配しているわけで、そういった地方財政計画の関係がはっきりとその辺は見えてくるかもしれませんが。

いずれにしても最大限財源確保等については、いろいろ制度の関係もありましょうから、町だけではできない部分があるかもしれませんが、いろいろと頑張っていかなければならないのかなということで、町長としてぜひこのことだけは絶対、断固国に対して運動していきたい、あるいはそういう対策を練っているんだということがあれば、伺っておきたいと思います。

それから、消費税の関係なんですが、ちょっと長野議員と重複いたしますが、今、町長からもご答弁いただきました。いわゆる私も低所得者とはいきませんが、非課税世帯うんぬんという言葉は使っているのですが、「公共料金の転嫁は４月からはしない」というように、今も答弁をいただきました。「では、６月からするのですか」というようなことになってしまうのですが、その意味はどういう意味なのか、もう少し具体的にお伺いしたいなと思います。

さまざまな、確かに東大雪荘とか、山の交流館とむらの分はちょっと違うということはひとつ承っておりますが、消費税の関係についてはそういう視点で１点、伺っておきたいと。

同時に、新得町独自でいわゆる非課税世帯といいましょうか、今、年金生活者もたいへん毎年、毎年、わずかですが、下がってきている状況があります。そういった意味では、来年度から一般的な物品に対する消費税がプラス３パーセントに変わってくるわけでありますから、生活するにはたいへん厳しくなるということは見え見えです。

そういった意味では、そういった低所得者に対する対策というのも、鮮明に手だてをする必要があるのではないかということで、具体的には今日、何をということは申し上げませんが、そういった検討が必要ではないかということで申し上げておきたいと思うんですが、その辺についてお聞きします。

それから、記念事業の関係、一応20周年記念の関係、分かりました。それでこの関係は、それなりに計画されるだろうということですけれども、町長も後半言っていたのですけれども、これをきっかけに具体的なさまざまなものについて、「協議させてくれ」という答弁もあったのですが。

例えば、この中で具体的なものは、まだ明確になっておりませんけれども、例えばこの記念行事の中で歴史的なものを含めて演劇などをするというように聞いたわけですが。そういうものもこれからずっとこの町で、一般の町民がやらないと言えばそれまでかもしれませんけれども。そういうものを生かしていく、継続させていくというか、そういう文化活動の部分ですけれども、そんなものを私は一方では、今回の質問の中では提起させていただいている。そういった意味でそういう気持ちも含めて、お伺いしておきたいと思います。

◎菊地康雄議長　浜田町長。

◎浜田正利町長　まず１点目であります。地方に対する政策が不足しているという、そういう観点からのお話しかなと思っております。この財源対策というのは、われわれのような小さな自治体だけの問題ではなくて、都道府県も含めて、極めて「格差」という意味では、現実としてあります。

ある意味、東京都の税収を地方に回そうというのが、今、もう１つ議論になっているところでありますけれども、それはやはり今まで税として入っていたものが、もしくはこれから入るものが、違うところに回すということになったら、これはこれでまた、反対をされるかたも出てくるという問題であります。やはり国全体の中で受益というものをどうするのか、負担というものをどうするのか、そういった大きな流れの中でこれまでも議論されてきたかなというふうに思っております。

今回の、特に消費税の問題については、社会保障との一体改革というのが大きな柱かなというふうに思っております。

しかし、印象の問題ですけれども、なかなか片方が議論が進んでいないというのも、

現実かなというふうに思っておりまして、われわれのできる範囲ということになれば、やはり同じような認識を持っている町村会と連携しながら、これからも声として中央のほうに訴えていきたいなというふうには思っているところであります。

次に消費税の問題ですけれども、４月からはさきほど言ったようにしません。では、６月からするのかと言ったら、きっと６月もないというふうに思っていますけれども。

やはり前提は、公共料金の在り方として、やはりいま一度もう一回見ようというのが、もう１つ柱があります。その辺を十分認識した上で、10パーセントの時期がいいのか、何年がいいのかという、そういうものを判断させていただきたいなというふうに思っております。

次に低所得者対策ということで話がありましたけれども、今回は具体的にはないというお話しですけれども、町民税の非課税世帯と、いろいろわれわれも認識をしております。

しかし、消費税の問題と非課税世帯の対策というのは、これを一緒に考えていくことがいいかどうか。それから、すべての公共料金も含めて、そういう所得の低いかたの対応というのも、これまでもしてきているというふうに思っておりますので、その辺をどう考えていくか、これからまた、内部でも議論を進めていきたいなというふうに思っています。

次に、節目を迎えた問題の中での文化活動に対する継承の支援というお話しでありました。私も文化というものは、非常に重要なものというふうに認識をしております。また、なおかつ歴史の重みというものも、やはり子どもたちにもこれからも積極的に伝えていかなくてはならないという、そういう認識を持っております。それらが廣山議員のお話しとわれわれの考えていることが一致するとすれば、それを担っていただくかたとはこれからも連携を取りながら、必要な対応というものがあれば、対応していきたいなというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長　６番、廣山議員。

◎廣山輝男議員　大きな問題については、確かに新得だけでどうのこうのという問題は大変ですから、道あるいは市町村会、そういったところと中央に向かってということですが、積極的にひとつということでお願いしておきたいと思います。

消費税の関係、確かにさまざまな議論をしていかなくてはなりませんが、私の受け止めとしては、26年度はいわゆる町としての公共料金の関係については、転嫁させないというように受け止めておきたいと思いますので、いろんな検討をされることについては、当然、次年度は10パーセントという、たいへん大きな議論もまた、加わってくるわけですから、そういった意味では慎重な議論をお願いしておきたいと思います。私の受け止めとしては、26年度中は転嫁はないというふうに受け止めておきたいと思います。

それから、今の最後の協働事業の関係でありますけれども、さまざまなこの新得町の中では、住民の運動というのはあります。

私も具体的には、そばのほうから屈足では軽トラ市だとか、最近ですと屈足でも運動会をやろうと、町民運動会ですね。この協働の中で、もちろん行政が100パーセント入った協働の町づくりみたいなものもたくさんあるのは事実です。福祉関係もそうなんですが。一番、私が高く評価したいのは、子どもからお年寄りまで同じ席上で同じような運動、活動をすると。たった丸１日だったり、軽トラ市の場合だったら、だいたい半年間やっているわけですけれども、そんなようなことがたいへん町づくりのためには、非

常にいいなというふうに私自身は重視しているところです。
　そういった意味で、今回たまたま20周年という、新得町がこの地に産声を上げたといったらちょっとオーバーでしょうが、そういった歴史的な１つの行事が行われるということになれば、何らかのものはやはり今後継続させて、具体的な政策だけではなく、こういった協働事業に対する行政としての支援というのか、そういうものももっと明確にして活動していったほうがいいだろうというように私自身は思うんです。
　そういった意味で町長にも、この辺についてさらなる検討、検証をお願いしておきたいと思います。
◎菊地康雄議長　浜田町長。
◎浜田正利町長　消費税の問題ですけれども、26年度はないという認識ということですので、26年度はないと思っています。
　何回もくどいかもしれませんけれども、やはり受益と負担というのは、いま一度われわれ職員側も再認識する必要があるというふうに思っておりますので、その辺十分議論した上で、今後対応していきたいという、そういう考え方であります。
　いずれにしても、消費税の５パーセントを８パーセントにする、その３パーセントの問題での料金の転嫁はしないというふうに思っております。しないというのは、４月からしないという意味で思っています。
　それから、協働事業に対する問題であります。協働の町づくりというのは、自分自身の公約にもあります。町民の皆さんが一緒になって町づくりを進めるためには、必要に応じて、やはり議員からも話があったように、行政としてどういったことが考えられるのか、いま一度相談をしていきたいというふうに思っております。
　なお、具体的にこういうものがということがあれば、あらためてまた、提案をいただければなというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長　暫時休憩いたします。11時25分までといたします。
（宣告　１１時１１分）
◎菊地康雄議長　休憩を解き再開いたします。
（宣告　１１時２４分）

◎菊地康雄議長　６番、廣山議員。
◎廣山輝男議員　２項目めについて。教育施策について「全国学力テスト公表」の対応について伺います。
２．教育施策について「全国学力テスト公表」の対応について
　文部科学省は今年11月、来年度から、現在小学６年生、中学３年生を対象に行っている全国学力テストについて、その結果について市町村教育委員会の判断で一定の条件は付議しつつも、公表することを認めていくと発表しました。
　学校の序列化、過度の競争を招くもの等々から、今日までは原則公表していませんでしたが、新得町としてテストのみが独り歩きした過度な競争を招くこと等々から、この際、26年度以降も教育委員会として、「公表しない」ことを明確にすべきと考えますが伺います。
◎菊地康雄議長　廣瀬教育委員長。
[廣瀬顯嗣教育委員長 登壇]

◎廣瀬顯嗣教育委員長　廣山議員のご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のとおり、文部科学省では全国の中学３年生と小学６年生が対象の全国学力テストについて、来年度から学校別の結果を教育委員会の判断で公表することを認めると発表しました。その際には、学校の序列化が生じないように分析結果なども添えるように求めております。

本町においては、今までも結果が独り歩きし、学校序列化の懸念が生じるため「公表しない」としてきました。今後もその方向性に変わりはなく、「公表しない」こととといたします。

また、各学校ごとに学力向上のため、保護者への個別の状況をお知らせし、ご協力をお願いしております。さらに各学校では、個に応じた繰り返しの指導により、理解不足への再指導計画を樹立して、「わかる授業」へと授業の良質化を確実に実践しております。

さらに、家庭での学習習慣を身に付けるため、保護者の理解を得ながら家庭生活のリズムを整え、家庭学習の充実を図っていくことを繰り返しお願いし、学校と家庭が一体となって子どもを育てる環境の整備を図り、学力の向上に結びつけていきたいと思います。以上であります。

[廣瀬顯嗣教育委員長 降壇]

◎菊地康雄議長　６番、廣山議員。

◎廣山輝男議員　今の回答で、私の質問に対して公表しないことについて、理解をいただいたということで、次年度以降も「公表しない」ということを受け止めておきます。

さまざまな状況もありますので、多少、伺っておきたいのですが。

今までもそういう指摘の中で、全国的には一部公表したり、あるいは序列化は、個別に学校で発表するなりした例もないとは言えないのですが。私は、そのことによって子どもたちの成績がプラスになったり、当然、将来ある子どもたちですから、そういった人間力が極めて向上されるというようなもので、あるいは個々の子どもたちの学業がそれなりにプラスになっていくと。もちろん先生がたの努力も当然なんですが。そういうものを公表することによって、それがそうなるというようなことではなく、やはり私は序列化、あるいはこういう小さな町ですと、たった１人しかいない学校もないとは言えないわけですね。そうなりますと、個人的な問題にも影響することは必至であります。

そういった意味で、ただこれから公表する場合の条件みたいなものも、文部科学省では言っております。

しかし、公開しない場合であっても、その取り扱いについてだとか、情報公開の対象にならないように基づいて盛り込んでいったり､しなかったりいろいろあるわけですが。あるいは今、保護者の問題も言いました。保護者からのさまざまな要求等も踏まえるというのも、文部科学省では付加しているようでありますが。

いずれにいたしましても、今後のそういった学校への指導等も含めて、具体的な対応について、今久しく公表しないということで、それはそれで結構なんですが、今後の対応について少し教育委員会の見解をいただきたいと思います。

◎菊地康雄議長　斉藤教育長。

◎斉藤仁教育長　お答えいたします。まず、全国学力学習状況調査の結果の基本につきましては、国のほうでは今回、実施要項を見直しいたしまして、平成26年度から市町村が学校名を明らかにした公表を行うことや、都道府県が市町村の同意を得た上で、同様

の公表を行うことができるとされています。
　しかし、過度な競争や序列化が生じないようにするなど、教育上の効果や影響などを踏まえ、必要性を慎重に判断すること、それから、学校等公表の内容や方法について、事前に十分相談をし改善方法を併せて示すこと、平均正答率などの一覧での公表や順位を付した公表を行うなど、多岐にわたる配慮事項が示されております。
　本町といたしましては、これまでも国の実施要項に基づきまして、対応してきておりますけれども、この調査で測定できるのは、学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一面に過ぎないこと、公表することで序列化や過度の競争につながる恐れがあるということから、公表はしてきておりません。
　今後につきましても、さきほど答弁をしましたけれども、学校ごとの公表はしないというふうに考えております。それで今回の新たな要項を踏まえまして、保護者、地域住民に対する説明責任、教育上の効果や影響などの関係から、どのような対応が適切か学校長と意見交換をしながら、検討していきたいと考えてございます。以上でございます。
◎菊地康雄議長　６番、廣山議員。
◎廣山輝男議員　あえて公表をしないということですから、別にその中身まで聞く必要がないかもしれませんが。
　しかし、今後どんな状況があるのかというのは国がやるわけですし、北海道教育委員会としても、まだそういったものは明確に、あるいは要項等についても、まだ明らかにしていないような状況も見えますから、さまざまな変化等がないとは言えない状況もありますけれども。
　いずれにいたしましても、今言ったように、公表のみが子どもたちの学力向上になるというようなことではなく、やはり序列化とかあるいは競争をあおるとか、さまざまないわゆる悪い部分がたくさんあるわけですから、そういったことはしないで、やはり実質的に子どもたちの真の教育の向上のためのさまざまな努力をしていくということで、受け止めておきたいと思います。
　私はあえて再質問という意味ではありませんけれども、意見として申し上げれば、実はこの間、全町教育集会みたいなものがありました。私も参加させていただきまして、たいへん子どもから大人、場合によっては高齢者の皆さんも、それは講演会とかそういったものではなく、どちらかというとイベントに近いような集会でしたから、さまざまな人たちが参加することは、それなりに分かっているんですけれども。
　つまり、教育というものもやはりそういうような視点で、町づくりの１つにするし、もちろん子どもたちもやはり大人も、こういうことで一生懸命やっているとなれば、新得のことについても、やはり少しは学ぼうとか、あるいは新得の良さも分かってもらって、学校の中でも本当に晴れ晴れと授業に参加できる、そんなようなものも、やはりわれわれの中では作っていく必要もあるのかなというような感じもしないわけではありません。
　そういった意味で、町としては公表をしないという契機に教育委員会として、あるいは学校関係者等と、いろいろといい意味のディスカッションを通じながら、取り組んでいただければ幸いかなと思いますので、意見として申し上げて終わらせていただきます。以上で終わります。
◎菊地康雄議長　答えはよろしいですか。
（「はい」の声あり）

［廣山輝男議員　降壇］

◎菊地康雄議長　８番、若原議員。

［若原敏勝議員　登壇］

◎若原敏勝議員　それでは、私のほうから、ふるさと納税のピーアールをということで質問させていただきます。

１．ふるさと納税のＰＲを

新得町のふるさと納税は、平成19年から始まりましたが、平成24年度の寄付件数は28件で、169万円の納税があったとのことですが、本年度11月末現在では何件で、寄付された金額はいくらかをお尋ねしたいと思います。

また、今月の１日、新聞で十勝管内の特典付きふるさと納税の状況について報道されておりましたが、本町の場合、３万円以上の寄付で3,000円相当の特典、特産品の送付となっておりますが、この特典をもう少し増額して、町や特産品のより一層の知名度向上を図るためにも、ふるさと納税をこれまで以上にピーアールする必要があると思われますが、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長　浜田町長。

［浜田正利町長　登壇］

◎浜田正利町長　若原議員にお答えいたします。

ふるさと納税のピーアールということでありますけれども、まず、ふるさと納税は、平成20年度に地方間格差や過疎など税収の減少に悩むふるさとや、好きな自治体を応援することができるようにと導入された制度であり、寄付金のうち2,000円を超える額について、一定限度まで所得税と個人住民税から全額控除されるものであります。

本町においても、平成20年８月からお礼を込めて、特典として３万円以上の寄付に対し、3,000円相当の特産品を送付しているところであります。

この特典の見直しについてでありますが、特典を多くすることにより、町のピーアール、経済活性化などにつながる可能性はあると考えておりますが、一方では、本来の趣旨から外れるとして、特産品目当ての寄付や各自治体の豪華さ競争への批判もあるところであります。

そのような状況の中で、さまざまな観点から議論を進め、どのような方法が程度と限度として適切かを見極めながら、対応していきたいというふうに考えております。

なお、本年度11月末までの件数と寄付金額についてですが、件数では12件、金額では54万円、そのうち特産品を送付した件数は７件であります。以上であります。

［浜田正利町長　降壇］

◎菊地康雄議長　８番、若原議員。

◎若原敏勝議員　今回なぜ、ふるさと納税を質問したかといいますと、今、町長から答弁をいただきましたが、見直しをする、企画をする考え方があるのかどうか、伺いたかったわけです。

確かに、新聞等やテレビでもふるさと納税について報道されていますので、この考え方というのも発表されていますし、また、特典に関しましては、賛否両論もあるということも放送されていました。

９月に総務省から各自治体に、特産品の競争の過熱は望ましくないとの意見があり、ふるさと納税の特産品の送付について、各自治体が適切に良識を持って対応するという

ことも周知されたというふうに書いてあります。
　ただ、ここで議論したいのは、新得町を知ってもらうきっかけとして、新得町とかかわりを持ってもらうきっかけとして、このふるさと納税をしてもらい、特産品の経済効果もあるのではないかと。そういう意味では、この制度を十分に利用する価値があるというふうに私は認識しております。
　ただ、金額だけで町村単位で競うということではなくて、新得の良さ、新得の特産のもの、町の良さ等、やはりピーアールしていって、基本的にふるさと納税してくれる人は、何らかの形で新得町とかかわりを持っておられるかた、そして、新得町に対して興味を持っておられるかたが納税してくれますので、そこはもう一度考えて、企画、それから特典の在り方も再度検討されて、早急に実施するように町長に望みたいと思っております。
　加えて、寄付金の増額につなげられたらよいと思いますし、ぜひもう一度町長の考え方を伺いたいので、答弁をお願いいたします。
◎菊地康雄議長　浜田町長。
◎浜田正利町長　お答えいたします。まず、ふるさと納税の今の在り方を見直すのか、見直さないのかということでありまして、さきほどお話ししたとおり、程度と限度というものをどういうふうに考えるかを持ちながら、検討していきたいというふうに思っております。
　その上で、このふるさと納税というのは、単純な言い方になるのかもしれませんけれども、１万円を寄付して、2,000円の結果として自己負担で3,000円なり4,000円の地域の特産品をもらうという、そういう制度になってきています。
　そのことは、さきほどの自治体間競争を含め、納税というものの認識として正しいのかどうかというのが、もう１つの議論というふうになろうかと思っております。
　地域の特産品がより多く全国に出ていくと、確かに多くの件数が成り立てば本町のピーアールにもなるという、そういう認識というのはわれわれも持っていますけれども、その辺の両方の考え方をどう整理するのかというのが今までありまして、制度であるから最大限利用するというのも、これも確かにそのとおりかなというふうに思っておりますけれども。
　あらためて程度と限度というものを考えながら、対応していきたいというふうに思っています。以上であります。
◎菊地康雄議長　８番、若原議員。
◎若原敏勝議員　これは最後の質問になるわけですけれども、町長３期目に入られまして、考え方をもっと積極的に出していってもいいのではないかなと。
　まず、ふるさと納税をされるかた、さきほども話しましたように、特産品を希望されるかた、新得にかかわりを持って納税されるかた、いろんな形でつながりを深めていくわけですけれども、基本的にいつか新得町に遊びに来るとか、「これだったら新得に移住してみたいな」とか、そういう部分にも多少なりともつながっていくのではないかなというふうに考えております。
　その上で、町としてやはりこの納税制度を有効に使って全国にもアピールし、新得に基本的に特産品だけではなくて、来てもらうことも含めてピーアールしていけるんじゃないかなと。
　最後の質問ですから、もちろん検討はしていただきたいのですけれども、基本的に今

の特典の見直しをされまして、決して管内のほかの町村と比べてこうだという意味ではなくて、わが新得町としてできることを考えていただきたい。基本的に町のピーアールにもなっていきます。来年度の予算編成も始まっていますが、ぜひ検討していただき、予算計上までしていただく考え方を持っていただきたいということで、最後の質問にします。

◎菊地康雄議長　浜田町長。

◎浜田正利町長　議員のほうから、ふるさと納税に対して、強い、そういう思いがあるということで、お話しを承りたいというふうに思っています。以上であります。

［若原敏勝議員　降壇］

◎菊地康雄議長　これにて一般質問を終結いたします。

◎休　会　の　議　決

◎菊地康雄議長　お諮りいたします。

議案調査のため、12月14日から12月16日までの３日間、休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　異議なしと認めます。

よって、12月14日から12月16日までの３日間、休会することに決しました。

◎散　会　の　宣　告

◎菊地康雄議長　以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（宣告　１１時４７分）

平成２５年第４回新得町議会定例会（第３号）

平成２５年１２月１７日（火曜日）午前１０時開会

○議　事　日　程

日程番号	議　件　番　号	議　　件　　名　　等
		諸般の報告（第３号）
1	議案第７２号	物品購入契約の締結について
2	議案第７３号	物品購入契約の締結について
3	議案第７４号	平成２５年度新得町一般会計補正予算
4	意見案第１０号	審査結果について
5	意見案第１１号	審査結果について
6	意見案第１３号	審査結果について
7	意見案第１４号	審査結果について
8		閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○会議に付した事件

諸般の報告（第３号）
議案第７２号　物品購入契約の締結について
議案第７３号　物品購入契約の締結について
議案第７４号　平成２５年度新得町一般会計補正予算
意見案第１０号　審査結果について
意見案第１１号　審査結果について
意見案第１３号　審査結果について
意見案第１４号　審査結果について
閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○出席議員（１２人）

１番	齊藤　美代子　議員	２番	青柳　茂行　議員
３番	宗像　　一　議員	４番	髙橋　浩一　議員
５番	貴戸　愛三　議員	６番	廣山　輝男　議員
７番	長野　　章　議員	８番	若原　敏勝　議員
９番	柴田　信昭　議員	１０番	湯浅　　亮　議員
１１番	吉川　幸一　議員	１２番	菊地　康雄　議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	浜田　正利
教育委員会委員長	廣瀬　顯嗣
監査委員	吉岡　　正

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副町長	田中　透嗣
総務課長	武田　芳秋
地域戦略室長	佐藤　博行
町民課長	及川　義美
保健福祉課長	渡辺　裕之
施設課長	畑中　栄和
産業課長	鈴木　義夫
児童保育課長	鈴木　貞行
屈足支所長	若原　俊隆
出納室長	長谷川　貢一
庶務係長	中村　勝志
財政係長	東川　恭一

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教育長	斉藤　　仁
学校教育課長	木村　秀光
社会教育課長	岡田　徳彦

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事務局長	西山　喜代司

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	阿部	敏	博
書記	田中	光	雄

◎開　議　の　宣　告

◎菊地康雄議長　本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしたとおりであります。

（宣告　１０時００分）

◎諸般の報告（第３号）

◎菊地康雄議長　諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第１　議案第７２号　物品購入契約の締結について

◎菊地康雄議長　日程第１、議案第72号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

［武田芳秋総務課長　登壇］

◎武田芳秋総務課長　議案第72号、物品購入契約の締結について、ご説明申し上げます。

１．契約の目的。健康管理支援システム導入でございます。

２．購入契約をする物品名及び数量でありますが、１枚めくっていただきまして、項目１では、パッケージソフトウェア、基本システムソフトほか、19システムなどとなっております。

項目２では、ミドルソフトウェアとして、22本のライセンスであります。

項目３では、ハードウェアとしまして、サーバ使用料３か月分、パソコン２台、バーコードリーダ１台となっております。

最初のページに戻っていただきまして、３．契約の方法。２社による指名競争入札でございます。

４．契約の金額。1,554万円でございます。

５．契約の相手方といたしまして、帯広市西６条南６丁目３番地ソネビル３階、中央コンピューターサービス株式会社、十勝営業所所長 川端康仁。

なお、納期は平成26年３月25日といたしてございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

［武田芳秋総務課長　降壇］

◎菊地康雄議長　これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。２番、青柳議員。

◎青柳茂行議員　今、課長から説明がありましたけれども、これはどこで使用し、どのように活用されていくのか。これはまた、新規で活用されるものなのかどうなのか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

◎菊地康雄議長　渡辺保健福祉課長。

◎渡辺裕之保健福祉課長　お答えいたします。まず、活用場所でございますけれども、場所といたしましては、保健福祉センターの事務所、担当は健康推進係が担当しておりますので、そちらのほうが使用場所となります。

活用方法といたしましては、現在、各種検診ですとか、相談業務、健康推進にかかわる一般業務をそれぞれ記録等しておりますけれども、これまでは個人単位というのは紙ベースで記録したり、あと、各種検診、予防接種等は項目ごとに、例えば予防接種をしたら、その予防接種を誰が受けたかという、項目ごとになっていたものが現在ありますけれども。その健康情報を一元的に活用して、すべてこのシステムに入力しながら、まず、個人としては、乳幼児期から高齢期まで一元化としての利用ができること。

町全体といたしましては、新得町内の町民全体の健康レベルの傾向を分析して、今後どのような健康推進の方向に持っていったらいいのかということを見るために活用していくものです。以上です。

◎菊地康雄議長　ほかに。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　討論はないようですので、これから議案第72号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

［挙手全員］

◎菊地康雄議長　挙手全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２　議案第７３号　物品購入契約の締結について

◎菊地康雄議長　日程第２、議案第73号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

［武田芳秋総務課長　登壇］

◎武田芳秋総務課長　議案第73号、物品購入契約の締結について、ご説明申し上げます。

１．契約の目的。学校給食共同調理場、食器・食缶消毒保管庫更新でございます。

２．購入契約をする物品名及び数量。食器・食缶消毒保管庫、５台でございます。

３．契約の方法。４社による指名競争入札でございます。

４．契約の金額。1,260万円でございます。

５．契約の相手方といたしまして、上川郡新得町本通南２丁目、株式会社ひらかわ、代表取締役 平川勲。

なお、納期は平成26年３月16日といたしてございます。

次のページに資料といたしまして、保管庫の寸法、熱源、共通仕様などを掲載しております。

今回の購入にあたりましては、昭和59年度購入保管庫の更新でございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

［武田芳秋総務課長　降壇］

◎菊地康雄議長　これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　討論はないようですので、これから議案第73号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

［挙手全員］

◎菊地康雄議長　挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３　議案第７４号　平成２５年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長　日程第３、議案第74号、平成25年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

［田中透嗣副町長　登壇］

◎田中透嗣副町長　議案第74号、平成25年度新得町一般会計補正予算、第９号についてご説明申し上げます。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,076万円を追加し、予算の総額を68億516万5,000円とするものでございます。

４ページから５ページにかけてご説明させていただきます。

５ページ歳出の４款、衛生費、予防費では、医療体制確保支援制度に基づき、よしむら歯科医院および新得歯科診療所がそれぞれ導入する医療機器に対する支援として、医療施設及び機器等支援補助金を増額してございます。

４ページ歳入の18款、繰入金では、今回の補正に伴う収支財源調整のため、保健・医療・福祉基金繰入金を増額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

◎菊地康雄議長　これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　討論はないようですので、これから議案第74号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

［挙手全員］

◎菊地康雄議長　挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎日程第４　意見案第１０号　審査結果について

◎菊地康雄議長　日程第４、意見案第10号、利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第３項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　討論はないようですので、これより意見案第10号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

［挙手全員］

◎菊地康雄議長　挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第５　意見案第１１号　審査結果について

◎菊地康雄議長　日程第５、意見案第11号、2014年度地方財政の確立を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第３項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　討論はないようですので、これより意見案第11号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

［挙手全員］

◎菊地康雄議長　挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第６　意見案第１３号　審査結果について

◎菊地康雄議長　日程第６、意見案第13号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。
委員長の報告書説明は、会議規則第41条第３項の規定により、省略することにいたします。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
◎菊地康雄議長　異議なしと認めます。
よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。
本件について質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）
◎菊地康雄議長　これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。
（「なし」の声あり）
◎菊地康雄議長　討論はないようですので、これより意見案第13号を採決いたします。
本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
［挙手全員］
◎菊地康雄議長　挙手全員であります。
よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第７　意見案第１４号　審査結果について
◎菊地康雄議長　日程第７、意見案第14号、中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める意見書を議題といたします。
お諮りいたします。
本件については、別紙報告書のとおりであります。
委員長の報告書説明は、会議規則第41条第３項の規定により、省略することにいたします。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
◎菊地康雄議長　異議なしと認めます。
よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。
本件について質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）
◎菊地康雄議長　これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。
（「なし」の声あり）
◎菊地康雄議長　討論はないようですので、これより意見案第14号を採決いたします。
本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
［挙手全員］
◎菊地康雄議長　挙手全員であります。
よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第８　閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎菊地康雄議長　日程第８、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手もとに配布のとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎菊地康雄議長　異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることに決しました。

◎閉　会　の　宣　告

◎菊地康雄議長　これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成25年定例第４回新得町議会を閉会いたします。

（宣告　１０時１４分）
